

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

- 基本測量の終了……………（都市整備局都市基盤部調整課）…一
- 公共測量の実施（十四件）……………（同）…一
- 都営住宅の使用料の変更……………（都市整備局都営住宅経営部経営企画課）…三
- 都営住宅の使用料等の変更……………（同）…六
- 都営住宅の名称、位置、使用料等……………（同）…七
- 都営改良住宅及び都営再開発住宅の使用料の変更……………（同）…八
- 都営住宅の駐車場の廃止……………（同）…九
- 都営住宅の駐車場の区画数変更……………（同）…九
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…九
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………（同）…〇
- 都道の区域変更（三件）……………（建設局道路管理部路政課）…二
- 都道の供用開始……………（同）…六
- 電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定（二件）……………（建設局道路管理部監察指導課）…七
- 港湾施設の変更……………（港湾局港湾経営部経営課）…九

- 海上公園計画の変更の概要……………（港湾局臨海開発部海上公園課）…二
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………（生活文化局都民生活部地域活動推進課）…三
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………（同）…三
- 土地区画整理事業の換地処分……………（都市整備局市街地整備部区画整理課）…四
- 平成二十八年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施……………（都市整備局市街地建築部建築企画課）…四
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………（産業労働局商工部地域産業振興課）…五

### 告示

- 東京都告示第二百五十四号  
測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第二項の規定により、国土地理院長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。  
平成二十八年二月二十九日  
東京都知事 舩 添 要 一

- 一 測量施行者 国土地理院
  - 二 測量の種類 基本測量（地理識別子整備業務）
  - 三 測量の区域 中央区地内
  - 四 測量の期間 平成二十七年八月二十四日から同年十二月二日まで
- 東京都告示第二百五十五号  
測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、東京都

第一市街地整備事務所長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。  
平成二十八年二月二十九日  
東京都知事 舩 添 要 一

- 一 測量施行者 東京都
- 二 測量の種類 公共測量（基準点測量）
- 三 測量の区域 中央区晴海三丁目地内
- 四 測量の期間 平成二十八年一月二十五日から同年三月十一日まで

#### ●東京都告示第二百五十六号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、中央区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。  
平成二十八年二月二十九日  
東京都知事 舩 添 要 一

- 一 測量施行者 中央区
- 二 測量の種類 公共測量（三級基準点復旧測量）
- 三 測量の区域 中央区京橋地内
- 四 測量の期間 平成二十八年一月十一日から同年三月二十五日まで

#### ●東京都告示第二百五十七号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、北区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年二月二十九日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 測量施行者 北区
- 二 測量の種類 公共測量(四級基準点測量)
- 三 測量の区域 北区堀船二丁目地内
- 四 測量の期間 平成二十八年一月二十五日から同年三月三十一日まで

●東京都告示第二百五十八号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、練馬区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年二月二十九日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 測量施行者 練馬区
- 二 測量の種類 公共測量(二級基準点測量)
- 三 測量の区域 練馬区区内
- 四 測量の期間 平成二十八年二月二日から同年三月二十二日まで

●東京都告示第二百五十九号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、足立区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年二月二十九日

東京都知事 外 添 要 一

一 測量施行者 足立区

- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量)
- 三 測量の区域 足立区伊興二丁目、伊興三丁目、伊興四丁目、伊興五丁目、西伊興二丁目、西伊興三丁目及び西伊興四丁目各地内
- 四 測量の期間 平成二十八年一月十二日から同年三月二十五日まで

●東京都告示第二百六十号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、八王子市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年二月二十九日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 測量施行者 八王子市
- 二 測量の種類 公共測量(基準点復旧測量)
- 三 測量の区域 八王子市南陽台一丁目地内
- 四 測量の期間 平成二十八年一月十八日から同年三月三十一日まで

●東京都告示第二百六十一号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、青梅市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年二月二十九日

東京都知事 外 添 要 一

一 測量施行者 青梅市

二 測量の種類 公共測量(航空写真撮影)

- 三 測量の区域 青梅市地内
- 四 測量の期間 平成二十七年十二月一日から平成二十八年三月二十五日まで

●東京都告示第二百六十二号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、福生市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年二月二十九日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 測量施行者 福生市
- 二 測量の種類 公共測量(航空写真撮影)
- 三 測量の区域 福生市地内
- 四 測量の期間 平成二十七年十一月二十日から平成二十八年三月二十五日まで

●東京都告示第二百六十三号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、狛江市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年二月二十九日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 測量施行者 狛江市
- 二 測量の種類 公共測量(三級基準点設置)
- 三 測量の区域 狛江市地内

四 測量の期間 平成二十八年一月二十日から同年三月十五日まで

●東京都告示第二百六十四号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、羽村市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年二月二十九日

東京都知事 舩 添 要 一

一 測量施行者 羽村市

二 測量の種類 公共測量（航空写真撮影）

三 測量の区域 羽村市地内

四 測量の期間 平成二十七年十一月二十六日から平成二十八年三月二十五日まで

●東京都告示第二百六十五号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、あきる野市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年二月二十九日

東京都知事 舩 添 要 一

一 測量施行者 あきる野市

二 測量の種類 公共測量（航空写真撮影）

三 測量の区域 あきる野市地内

四 測量の期間 平成二十七年十二月一日から平成二十八年三月二十五日まで

●東京都告示第二百六十六号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、瑞穂町長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年二月二十九日

東京都知事 舩 添 要 一

一 測量施行者 瑞穂町

二 測量の種類 公共測量（航空写真撮影）

三 測量の区域 瑞穂町地内

四 測量の期間 平成二十七年十一月二十日から平成二十八年三月二十五日まで

●東京都告示第二百六十七号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、日の出町長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年二月二十九日

東京都知事 舩 添 要 一

一 測量施行者 日の出町

二 測量の種類 公共測量（航空写真撮影）

三 測量の区域 日の出町地内

四 測量の期間 平成二十七年十二月一日から平成二十八年三月二十五日まで

●東京都告示第二百六十八号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条に

おいて準用する同法第十四条第一項の規定により、東京都三宅支庁長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年二月二十九日

東京都知事 舩 添 要 一

一 測量施行者 東京都

二 測量の種類 公共測量（地形図作成）

三 測量の区域 三宅村伊ヶ谷地内

四 測量の期間 平成二十七年十一月二十三日から平成二十八年三月十一日まで

●東京都告示第二百六十九号

東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第三条第二項の規定に基づき、一般都営住宅の使用料を次のように変更し、平成二十八年三月一日から実施するので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年二月二十九日

東京都知事 舩 添 要 一

種類	構造	名称	称位	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用され る使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアパート(16号棟)	新宿区戸山2	38.8	1	32,800	64,000
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアパート(6号棟)	新宿区戸山2	38.3	1	32,400	63,700
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアパート(5号棟)	新宿区戸山2	38.3	1	32,400	65,400
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアパート(29号棟)	新宿区戸山2	38.8	1	33,000	66,100
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート(30号棟)	新宿区戸山2	40.1	2	34,300	75,900
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート(35号棟)	新宿区戸山2	40.1	1	34,600	77,700
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート(28号棟)	新宿区戸山2	43.3	1	37,600	75,900
一般都営	中層耐火	弁天町第2アパート(1号棟)	新宿区弁天町183	39.0	1	32,200	69,300
一般都営	高層耐火	本郷一丁目アパート(15号棟)	文京区本郷1-35	37.3	1	33,300	61,400
一般都営	中層耐火	文花一丁目アパート(20号棟)	墨田区文花1-30	50.6	1	36,500	39,600
一般都営	高層耐火	文花一丁目アパート(35号棟)	墨田区文花1-28	37.8	1	28,000	46,500
一般都営	高層耐火	押上一丁目アパート(5号棟)	墨田区押上2-1	36.1	1	25,800	34,400
一般都営	高層耐火	立花一丁目アパート(6号棟)	墨田区立花1-27	42.2	2	29,900	51,900
一般都営	高層耐火	白鬚東アパート(6号棟)	墨田区堤通2-5	59.7	1	44,000	70,400
一般都営	高層耐火	立花六丁目アパート(2号棟)	墨田区立花6-8	55.9	1	40,700	72,500
一般都営	高層耐火	八広五丁目アパート(1号棟)	墨田区八広5-10	55.9	1	40,500	75,000
一般都営	中層耐火	亀戸七丁目アパート(6号棟)	江東区亀戸7-55	36.7	1	29,200	40,000
一般都営	中層耐火	辰巳一丁目アパート(3号棟)	江東区辰巳1-8	36.6	1	28,700	43,800
一般都営	中層耐火	辰巳一丁目アパート(4号棟)	江東区辰巳1-8	36.6	1	28,700	43,800
一般都営	中層耐火	辰巳一丁目アパート(4号棟)	江東区辰巳1-8	36.6	1	28,700	43,800
一般都営	中層耐火	辰巳一丁目アパート(5号棟)	江東区辰巳1-9	36.6	1	28,700	43,800
一般都営	中層耐火	辰巳一丁目アパート(5号棟)	江東区辰巳1-9	33.4	1	26,200	42,100
一般都営	中層耐火	辰巳一丁目アパート(6号棟)	江東区辰巳1-10	36.6	1	28,200	43,800
一般都営	中層耐火	辰巳一丁目アパート(7号棟)	江東区辰巳1-10	36.6	1	28,700	43,800
一般都営	中層耐火	東砂七丁目第2アパート(3号棟)	江東区東砂7-16	51.0	1	42,500	68,500
一般都営	中層耐火	大島八丁目アパート(1号棟)	江東区大島8-42	33.7	1	26,400	32,900
一般都営	中層耐火	南砂五丁目アパート(3号棟)	江東区南砂5-24	33.4	1	26,700	43,100
一般都営	高層耐火	東砂二丁目アパート(3号棟)	江東区東砂2-13	37.9	1	30,300	50,300
一般都営	中層耐火	東砂二丁目アパート(1号棟)	江東区東砂2-13	33.4	1	26,700	38,400
一般都営	高層耐火	東陽三丁目アパート(1号棟)	江東区東陽3-22	37.9	1	31,200	39,500
一般都営	高層耐火	東雲一丁目アパート(2号棟)	江東区東雲1-8	37.9	1	30,300	46,100
一般都営	高層耐火	東雲一丁目アパート(3号棟)	江東区東雲1-8	34.3	1	27,600	44,100
一般都営	高層耐火	東雲一丁目アパート(4号棟)	江東区東雲1-8	37.9	1	30,300	46,100
一般都営	高層耐火	南砂四丁目アパート(1号棟)	江東区南砂4-4	37.9	1	30,900	47,800

種類	構造	名称	称位	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用され る使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	南砂四丁目アパート(2号棟)	江東区南砂4-4	34.3	1	27,900	44,900
一般都営	高層耐火	北砂一丁目第3アパート(1号棟)	江東区北砂1-3	39.5	1	32,000	51,900
一般都営	高層耐火	北砂一丁目第3アパート(2号棟)	江東区北砂1-3	42.0	1	34,100	53,800
一般都営	高層耐火	東雲二丁目アパート(4号棟)	江東区東雲2-4	51.2	2	42,500	73,400
一般都営	高層耐火	矢口二丁目アパート(15号棟)	大田区矢口2-21	32.9	1	26,100	37,800
一般都営	中層耐火	西糀谷二丁目第2アパート(4号棟)	大田区西糀谷2-26	42.3	1	34,800	60,400
一般都営	高層耐火	大森東一丁目アパート(6号棟)	大田区大森東1-36	59.6	2	50,200	87,100
一般都営	中層耐火	梅丘一丁目アパート(1号棟)	世田谷区梅丘1-37	42.3	1	34,900	77,700
一般都営	中層耐火	弦巻五丁目アパート(3号棟)	世田谷区弦巻5-3	36.2	1	28,900	62,200
一般都営	中層耐火	桜一丁目アパート(2号棟)	世田谷区桜1-53	42.3	1	34,700	66,000
一般都営	中層耐火	喜多見二丁目アパート(3号棟)	世田谷区喜多見2-10	55.9	1	44,800	71,300
一般都営	中層耐火	喜多見二丁目アパート(12号棟)	世田谷区喜多見2-10	52.4	1	41,300	69,600
一般都営	中層耐火	笹塚二丁目アパート(4号棟)	渋谷区笹塚2-49	38.7	1	33,000	74,700
一般都営	高層耐火	渋谷東二丁目第2アパート(36号棟)	渋谷区東2-25	34.4	2	30,900	74,500
一般都営	中層耐火	久我山一丁目アパート(11号棟)	杉並区久我山1-3	37.3	1	27,100	55,000
一般都営	中層耐火	井草三丁目アパート(2号棟)	杉並区井草3-5	39.0	1	30,100	59,300
一般都営	高層耐火	井草三丁目アパート(3号棟)	杉並区井草3-15	43.9	1	33,900	65,000
一般都営	中層耐火	高井戸東一丁目アパート(3号棟)	杉並区高井戸東1-14	39.0	1	29,000	64,300
一般都営	高層耐火	酒大塚二丁目アパート(1号棟)	豊島区南大塚2-36	42.2	2	36,100	55,700
一般都営	中層耐火	上十条アパート(2号棟)	北区上十条1-5	37.0	1	28,000	48,000
一般都営	高層耐火	王子三丁目アパート(7号棟)	北区王子3-23	40.7	1	32,400	55,200
一般都営	中層耐火	滝野川三丁目アパート(2号棟)	北区滝野川3-64	36.7	1	28,300	45,300
一般都営	高層耐火	滝野川三丁目アパート(13号棟)	北区滝野川3-71	42.2	1	33,700	62,300
一般都営	高層耐火	滝野川三丁目第2アパート(16号棟)	北区滝野川3-80	37.3	1	29,900	45,900
一般都営	中層耐火	北栄町アパート(13号棟)	北区栄町24-13	33.4	1	25,600	44,800
一般都営	中層耐火	赤羽北三丁目アパート(1号棟)	北区赤羽北3-7	51.0	1	41,400	74,200
一般都営	中層耐火	赤羽北三丁目アパート(8号棟)	北区赤羽北3-13	59.6	1	49,100	89,500
一般都営	中層耐火	赤羽北三丁目アパート(7号棟)	北区赤羽北3-13	59.6	1	49,600	90,700
一般都営	高層耐火	東日暮里一丁目アパート(21号棟)	荒川区東日暮里1-17	34.3	1	24,800	41,100
一般都営	高層耐火	坂下一丁目アパート(10号棟)	板橋区坂下1-8	42.2	1	31,900	47,800
一般都営	高層耐火	新河岸二丁目アパート(8号棟)	板橋区新河岸2-10	37.9	1	27,100	42,300
一般都営	中層耐火	小茂根一丁目アパート(1号棟)	板橋区小茂根1-6	55.9	1	43,700	84,100
一般都営	中層耐火	舟渡一丁目アパート(5号棟)	板橋区舟渡1-14	61.5	1	49,800	99,400
一般都営	中層耐火	平和台二丁目アパート(3号棟)	練馬区平和台2-45	59.6	1	47,700	96,800

種 類	構 造	名 称	位 置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用され る使用料 (円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃 (円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	石神井台七丁目第2アパート (5号棟)	練馬区石神井台7-21	59.6	1	47,100	91,500
一般都営	中層耐火	練馬北町六丁目アパート (9号棟)	練馬区北町6-9	51.0	1	40,000	78,100
一般都営	中層耐火	練馬北町六丁目アパート (8号棟)	練馬区北町6-8	47.5	1	37,200	72,700
一般都営	中層耐火	練馬北町六丁目アパート (20号棟)	練馬区北町6-20	47.5	1	37,200	72,800
一般都営	中層耐火	南田中アパート (8号棟)	練馬区南田中3-31	33.4	1	24,500	48,900
一般都営	中層耐火	貸井一丁目第3アパート (2号棟)	練馬区貸井1-45	55.9	1	44,200	87,300
一般都営	中層耐火	関原二丁目アパート (20号棟)	足立区関原2-14	51.0	1	37,000	62,800
一般都営	中層耐火	六月二丁目第2アパート (2号棟)	足立区六月2-25	48.1	1	35,200	59,900
一般都営	中層耐火	六月二丁目第2アパート (3号棟)	足立区六月2-26	55.9	1	41,300	73,500
一般都営	高層耐火	梅田三丁目アパート (23号棟)	足立区梅田3-2	59.6	1	43,800	80,300
一般都営	中層耐火	六月二丁目第4アパート (3号棟)	足立区六月2-8	51.0	1	37,500	65,300
一般都営	中層耐火	扇一丁目アパート (1号棟)	足立区扇1-12	51.0	1	36,100	56,400
一般都営	中層耐火	保木間町アパート (5号棟)	足立区保木間1-36	41.6	1	29,600	47,500
一般都営	中層耐火	上沼田第2アパート (1号棟)	足立区江北3-48	37.0	1	24,400	35,900
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート (1号棟)	足立区南花畑5-15	33.4	1	22,600	36,200
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート (19号棟)	足立区南花畑5-15	37.3	1	25,200	40,400
一般都営	中層耐火	保木間第4アパート (1号棟)	足立区東保木間1-5	33.4	1	22,800	38,600
一般都営	中層耐火	西保木間四丁目アパート (4号棟)	足立区西保木間4-1	37.3	1	25,700	43,900
一般都営	中層耐火	西保木間四丁目アパート (14号棟)	足立区西保木間4-5	33.4	1	23,100	39,300
一般都営	中層耐火	西保木間四丁目アパート (15号棟)	足立区西保木間4-5	33.4	1	23,100	39,300
一般都営	中層耐火	上沼田第3アパート (3号棟)	足立区江北7-12	33.4	1	22,900	36,900
一般都営	高層耐火	千住元町アパート (3号棟)	足立区千住元町34	33.6	1	23,800	33,500
一般都営	中層耐火	辰沼町アパート (12号棟)	足立区辰沼1-2	38.3	1	27,000	45,100
一般都営	中層耐火	六ツ木町アパート (6号棟)	足立区六木1-5	35.7	1	24,500	39,600
一般都営	中層耐火	六ツ木町アパート (8号棟)	足立区六木1-5	35.7	1	24,500	39,600
一般都営	中層耐火	六ツ木町アパート (1号棟)	足立区六木1-5	35.7	2	24,500	39,600
一般都営	高層耐火	鹿浜五丁目アパート (12号棟)	足立区鹿浜5-24	41.0	1	28,200	45,300
一般都営	高層耐火	舎人町アパート (14号棟)	足立区舎人6-14	43.6	1	30,800	49,400
一般都営	中層耐火	舎人町アパート (15号棟)	足立区舎人6-9	51.0	1	36,100	55,200
一般都営	中層耐火	花畑第6アパート (3号棟)	足立区花畑2-16	51.0	1	36,100	55,200
一般都営	高層耐火	六本三丁目アパート (5号棟)	足立区六本3-39	55.9	1	40,400	71,200
一般都営	高層耐火	苜井三丁目第2アパート (1号棟)	足立区苜井3-29	51.2	1	38,000	73,800
一般都営	高層耐火	亀有四丁目アパート (11号棟)	葛飾区亀有4-24	43.9	1	32,500	58,300
一般都営	中層耐火	鎌倉三丁目第3アパート (1号棟)	葛飾区鎌倉2-27	48.1	1	36,000	65,300

種 類	構 造	名 称	位 置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用され る使用料 (円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃 (円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	柴又三丁目アパート (6号棟)	葛飾区柴又3-17	51.0	1	37,600	66,200
一般都営	高層耐火	葛飾新宿一丁目アパート (1号棟)	葛飾区新宿1-2	48.1	1	35,400	63,800
一般都営	中層耐火	西新小岩三丁目アパート (8号棟)	葛飾区西新小岩3-21	55.9	1	41,800	59,400
一般都営	中層耐火	西瑞江第2アパート (2号棟)	江戸川区西瑞江3-24	32.6	1	23,600	37,700
一般都営	高層耐火	平井一丁目アパート (6号棟)	江戸川区平井3-4	34.4	4	25,600	45,400
一般都営	高層耐火	平井一丁目アパート (12号棟)	江戸川区平井3-4	34.4	2	25,600	45,400
一般都営	高層耐火	清新町二丁目アパート (3号棟)	江戸川区清新町2-8	55.9	1	44,600	82,000
一般都営	高層耐火	清新町二丁目アパート (4号棟)	江戸川区清新町2-8	55.9	1	45,000	85,900
一般都営	中層耐火	長沼町第2アパート (6号棟)	八王子市長沼町1246-1	57.3	1	38,700	82,700
一般都営	高層耐火	八王子石川町アパート (1号棟)	八王子市石川町2955-1	42.2	1	20,800	41,900
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン鹿島団地 (16-3号棟)	八王子市鹿島16	51.1	1	26,300	49,500
一般都営	中層耐火	立川富士見町六丁目アパート (55号棟)	立川市富士見町6-55	52.4	1	28,900	54,400
一般都営	中層耐火	関前四丁目アパート (1号棟)	武蔵野市関前4-12	55.9	1	42,200	82,800
一般都営	中層耐火	吉祥寺北町四丁目アパート (16号棟)	武蔵野市吉祥寺北町4-9	55.9	1	42,600	87,700
一般都営	中層耐火	上連雀七丁目アパート (1号棟)	三鷹市上連雀7-19	36.4	1	25,900	55,900
一般都営	高層耐火	中原四丁目第2アパート (2号棟)	三鷹市中原4-35	51.2	1	36,500	64,700
一般都営	中層耐火	府中柴町一丁目第2アパート (2号棟)	府中市柴町1-3	48.1	1	28,900	70,700
一般都営	中層耐火	天神町二丁目アパート (3号棟)	府中市天神町2-10	62.1	1	40,100	91,600
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート (5号棟)	調布市国領町3-8	45.1	1	25,300	62,400
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート (7号棟)	調布市国領町8-1	51.2	1	30,700	75,900
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート (8号棟)	調布市国領町8-1	51.2	1	30,700	75,900
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート (9号棟)	調布市国領町8-1	51.2	1	30,700	75,900
一般都営	中層耐火	調布富士見町四丁目第2アパート (2号棟)	調布市富士見町4-6	62.1	1	38,200	88,200
一般都営	中層耐火	調布柴崎一丁目アパート (4号棟)	調布市柴崎1-7	51.0	1	31,900	79,800
一般都営	中層耐火	国領町アパート (3号棟)	調布市八雲台1-23	59.6	1	38,400	91,600
一般都営	中層耐火	金森第3アパート (1号棟)	町田市金森7-19	48.1	1	27,600	56,600
一般都営	中層耐火	町田中里橋アパート (6号棟)	町田市末野西1-33	36.4	1	17,700	35,600
一般都営	中層耐火	成瀬アパート (2号棟)	町田市成瀬7-10	51.0	1	27,300	55,200
一般都営	高層耐火	森野二丁目アパート (46号棟)	町田市森野2-2	55.9	1	32,600	77,000
一般都営	中層耐火	山崎町アパート (6号棟)	町田市山崎町840	60.9	1	32,300	59,300
一般都営	中層耐火	山崎町アパート (8号棟)	町田市山崎町840	60.9	1	32,300	59,300
一般都営	高層耐火	武蔵岡アパート (6号棟)	町田市相原町3190-6	55.9	1	29,900	63,400
一般都営	高層耐火	武蔵岡アパート (7号棟)	町田市相原町3190-7	55.9	1	29,900	63,400
一般都営	高層耐火	武蔵岡アパート (8号棟)	町田市相原町3190-8	55.9	1	30,400	64,600

種 類	構 造	名 称	位 置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用され る使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	武蔵岡アパート(10号棟)	町田市相原町3190-10	55.9	1	30,400	64,600
一般都営	中層耐火	日野平山アパート(3号棟)	日野市平山4-20	37.3	1	16,900	34,900
一般都営	中層耐火	日野新井アパート(11号棟)	日野市新井842	35.7	2	16,000	32,800
一般都営	中層耐火	青葉町三丁目アパート(1号棟)	東村山市青葉町3-1	55.9	1	31,600	61,100
一般都営	中層耐火	国立北三丁目アパート(1号棟)	国立市北3-25	39.6	1	20,400	49,200
一般都営	中層耐火	国立北三丁目アパート(15号棟)	国立市北3-22	48.1	1	27,400	59,800
一般都営	中層耐火	田無谷戸町三丁目アパート(10号棟)	西東京市谷戸町2-12	62.7	1	42,000	95,700
一般都営	中層耐火	田無本町七丁目アパート(20号棟)	西東京市田無町7-12	56.8	1	34,200	75,200
一般都営	中層耐火	狛江アパート(3号棟)	狛江市和泉本町4-7	37.0	1	18,000	47,600
一般都営	中層耐火	狛江アパート(21号棟)	狛江市和泉本町4-7	37.0	1	18,100	47,600
一般都営	中層耐火	狛江アパート(30号棟)	狛江市和泉本町4-7	33.4	1	16,600	44,900
一般都営	中層耐火	狛江アパート(34号棟)	狛江市和泉本町4-7	33.4	1	16,600	44,900
一般都営	中層耐火	狛江アパート(36号棟)	狛江市和泉本町4-7	33.4	1	16,500	44,900
一般都営	中層耐火	狛江アパート(45号棟)	狛江市和泉本町4-7	37.3	1	18,600	47,700
一般都営	中層耐火	清瀬竹丘一丁目アパート(17号棟)	清瀬市竹丘1-5	51.0	1	27,800	56,200
一般都営	中層耐火	松山三丁目第2アパート(3号棟)	清瀬市松山3-14	56.8	1	32,800	70,200
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン和田団地(3-5-1号棟)	多摩市和田3-5	37.7	1	17,700	33,800
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン愛宕団地(4-1-2号棟)	多摩市愛宕4-1	40.1	1	19,300	35,400
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン落合団地(4-4-1号棟)	多摩市落合4-4	51.1	1	26,000	46,500
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン鶴牧団地(4号棟)	多摩市鶴牧5-40	61.3	1	35,100	68,600

●東京都告示第二百七十号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第三  
 条第二項の規定に基づき、一般都営住宅の規模、使用料  
 及び近傍同種の住宅の家賃を次のように変更し、平成二十  
 八年二月一日から実施するので、同条第三項の規定により  
 告示する。

平成二十八年二月二十九日

東京都知事 舩 添 要 一

●東京都告示第二百七十一号  
 東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第

三條第二項並びに第十二條第一項及び第三項の規定に基づき、一般都営住宅の名称、位置、構造及び規模、戸数、使用料並びに近傍同種の住宅の家賃を次のように定めたので、

同條例第三條第三項の規定により告示する。

平成二十八年二月二十九日  
 東京都知事 舩 添 要 一

名称	位置	構造及び規模	戸数	収入の額が一三九、〇〇〇円を超え一五八、〇〇〇円以下の者に適用される使用料(月額一戸につき)	近傍同種の住宅の家賃(月額一戸につき)
西原町一丁目アパート(1号棟)	西東京市西原町一丁目七番	中層耐火 六四・二平方メートル	五戸	三七、八〇〇円	八九、一〇〇円
同右	同右	同右	二戸	三九、八〇〇円	同右
浮間一丁目アパート(1号棟)	北区浮間一丁目一番	高層耐火 三四・六平方メートル	二九戸	三一、六〇〇円	六五、〇〇〇円
同右	同右	同右	同右	三六、九〇〇円	七五、九〇〇円
同右	同右	同右	一〇戸	四三、四〇〇円	八九、一〇〇円
同右	同右	同右	九戸	四三、七〇〇円	八九、九〇〇円
同右	同右	同右	一〇戸	五二、二〇〇円	一〇七、三〇〇円
花畑七丁目アパート(6号棟)	足立区花畑七丁目十番	中層耐火 三四・六平方メートル	二〇戸	二八、〇〇〇円	六六、四〇〇円
同右	同右	同右	同右	三二、七〇〇円	七七、五〇〇円
同右	同右	同右	八戸	三八、四〇〇円	九一、〇〇〇円
同右	同右	同右	四戸	三八、七〇〇円	九一、九〇〇円
同右	同右	同右	同右	四六、三〇〇円	一〇九、六〇〇円
西新小岩三丁目アパート(1号棟)	葛飾区西新小岩三丁目二十三番	高層耐火 三四・六平方メートル	三〇戸	二九、三〇〇円	五九、九〇〇円
同右	同右	同右	同右	三四、三〇〇円	七〇、〇〇〇円

同右  
同右  
同右

同右  
同右  
同右

●東京都告示第二百七十二号

東京都営住宅条例 (平成九年東京都条例第七十七号) 第三  
条第二項及び第五十六条第一項第三号の規定に基づき都  
営改良住宅の使用料を、同条例第三条第二項及び第七十  
一条において準用する同条例第五十六条第一項第三号の規  
定に基づき都営再開発住宅の使用料を次のように変更し、平  
成二十八年三月一日から実施するので、同条例第三条第三  
項の規定により告示する。

平成二十八年二月二十九日

東京都知事 舛 添 要 一

同右  
同右  
同右

四七・四平方メートル  
四七・八平方メートル  
五七・一平方メートル

六戸  
同右  
一二戸

四〇、二〇〇円  
四〇、六〇〇円  
四八、五〇〇円

八二、一〇〇円  
八三、〇〇〇円  
九八、九〇〇円



種類	構造	名称	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	使用料
改良	中層耐火	西大久保アパート (4号棟)	新宿区大久保3-13	32.8	1	27,100
改良	高層耐火	橋場二丁目アパート (15号棟)	台東区橋場2-16	43.9	1	34,300
改良	高層耐火	橋場三丁目アパート (9号棟)	台東区橋場2-18	51.2	1	41,400
改良	高層耐火	押上二丁目アパート (5号棟)	墨田区押上2-1	36.1	1	26,200
改良	高層耐火	押上三丁目アパート (5号棟)	墨田区押上2-1	36.1	1	25,800
改良	高層耐火	白鬮東アパート (2号棟)	墨田区堤通2-3	63.4	2	46,800
改良	中層耐火	南砂三丁目アパート (12号棟)	江東区南砂3-11	32.6	1	25,400
改良	中層耐火	南砂五丁目アパート (4号棟)	江東区南砂5-24	33.4	1	26,700
改良	中層耐火	南砂五丁目アパート (14号棟)	江東区南砂5-24	33.4	1	26,700
改良	中層耐火	若林四丁目アパート (1号棟)	世田谷区若林4-41	33.4	2	26,500
改良	中層耐火	笹塚二丁目アパート (10号棟)	渋谷区笹塚2-37	36.2	1	30,500
改良	中層耐火	阿佐ヶ谷北三丁目アパート (25号棟)	杉並区阿佐谷北3-32	35.1	1	25,800
改良	中層耐火	西栗鴨二丁目アパート (23-2号棟)	豊島区西栗鴨2-23	36.4	1	29,000
改良	中層耐火	船船三丁目第2アパート (1号棟)	北区船船3-1	33.4	1	25,500
改良	中層耐火	船船三丁目第2アパート (2号棟)	北区船船3-1	33.4	1	25,200
改良	高層耐火	荒川七丁目仲道アパート (2号棟)	荒川区荒川7-8	48.8	1	36,100
改良	中層耐火	平井一丁目アパート (2号棟)	江戸川区平井3-4	32.6	1	23,900
再開発	高層耐火	小松川アパート (1号棟)	江戸川区小松川2-1	59.8	1	47,800

●東京都告示第二百七十三号

次の駐車場を廃止したので、東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第九十三条の規定において準用する同条例第三条第三項の規定により、告示する。

平成二十八年二月二十九日

東京都知事 外 添 要 一

名	称	位	置	区画数
宮城第2アパート駐車場	足立区宮城一丁目十	四区画	七番	

●東京都告示第二百七十四号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第九十三条において準用する同条例第三条第二項の規定に基づき、駐車場の区画数を次のように変更する。

平成二十八年二月二十九日

東京都知事 外 添 要 一

名	称	位	置	区画数
文花一丁目アパート駐車場	墨田区文花一丁目二	七二区画		
豊洲四丁目アパート駐車場	江東区豊洲四丁目三	一〇四区画		
坂下一丁目アパート駐車場	板橋区坂下一丁目九	一〇区画		
上石神井アパート駐車場	練馬区石神井台四丁	一八一区画		
西新小岩三丁目アパート駐車場	葛飾区西新小岩三丁	三三三区画		

●東京都告示第二百七十五号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年二月二十九日

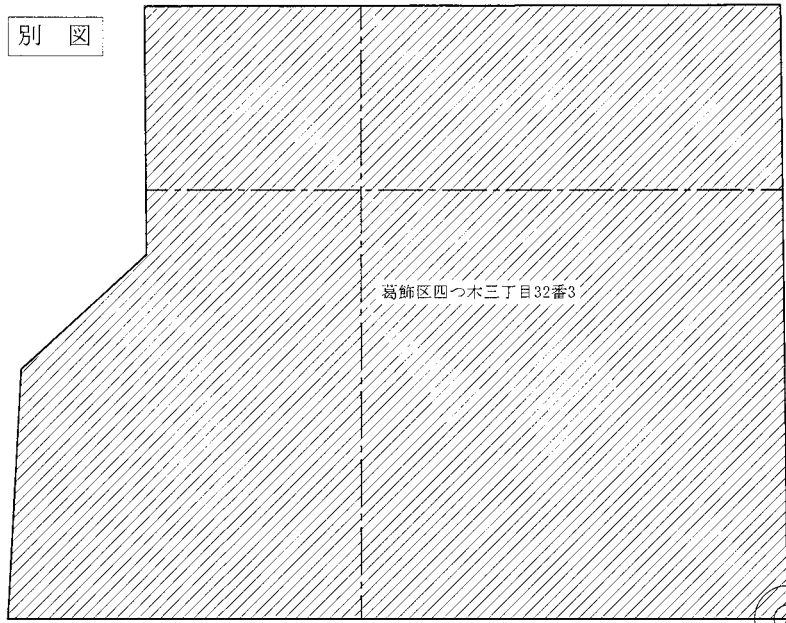
東京都知事 外 添 要 一

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(葛飾区四つ木三丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 シアン化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物並びにほう素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 シアン化合物

別図



(凡例)

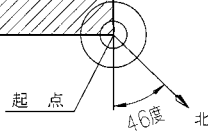
- : 単位区画
- : 敷地境界  
筆境界
- ▨ : 形質変更時要届出区域

(起点)

起点は、葛飾区四つ木三丁目32番3の最北端とする。

(格子の回転角度(46度))

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。



●東京都告示第二百七十六号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、平成二十八年東京都告示第四十七号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年二月二十九日

東京都知事 舩 添 要 一

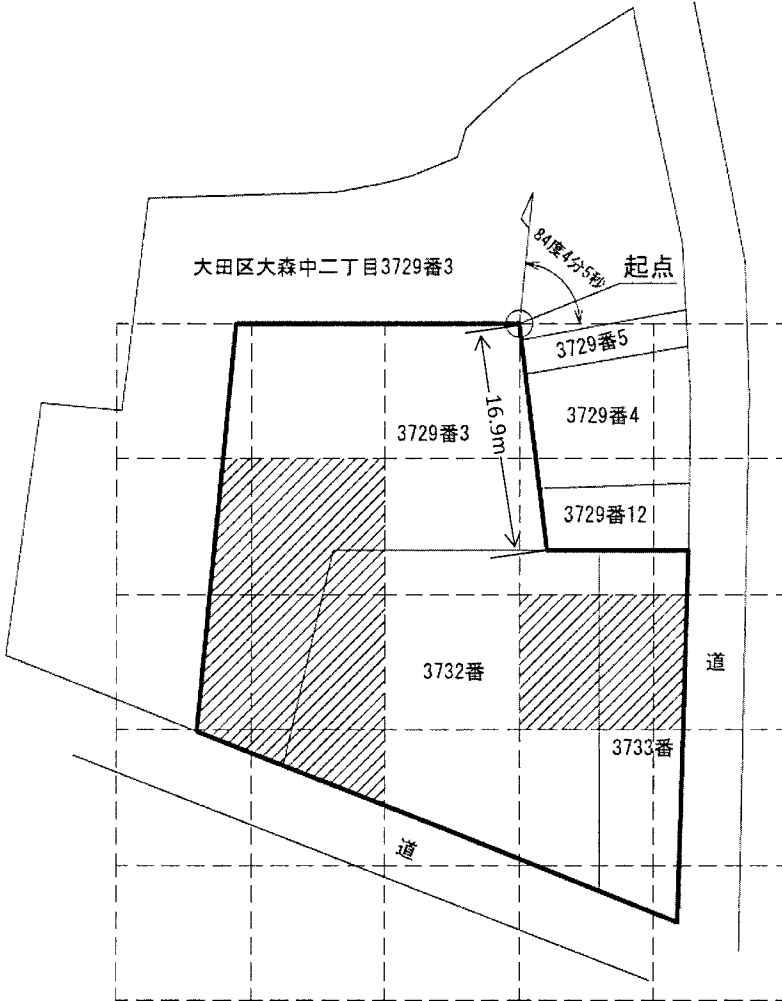
一 指定を解除する区域 別図のとおり(大田区大森中二丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 六価クロム化合物並びに砒素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



凡例

- 単位区画
- 筆境界
- 敷地境界
- ▨ 指定を解除する区域

起点

起点は、大田区大森中二丁目 3729番12、3729番3及び3732番の筆境界の交点より、敷地境界線に沿って北北西に16.9mの位置とする。

格子の回転角度 84度4分5秒

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第二百七十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十八年二月二十九日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月二十九日

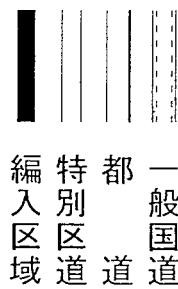
東京都知事 舛添要一

- 一 路線名 王子金町江戸川
- 二 変更の区間 江戸川区南小岩八丁目二千四百八十五番六地内から同区東小岩五丁目二千六百十五番三地先まで
- 三 変更の概要 別図表示のとおり

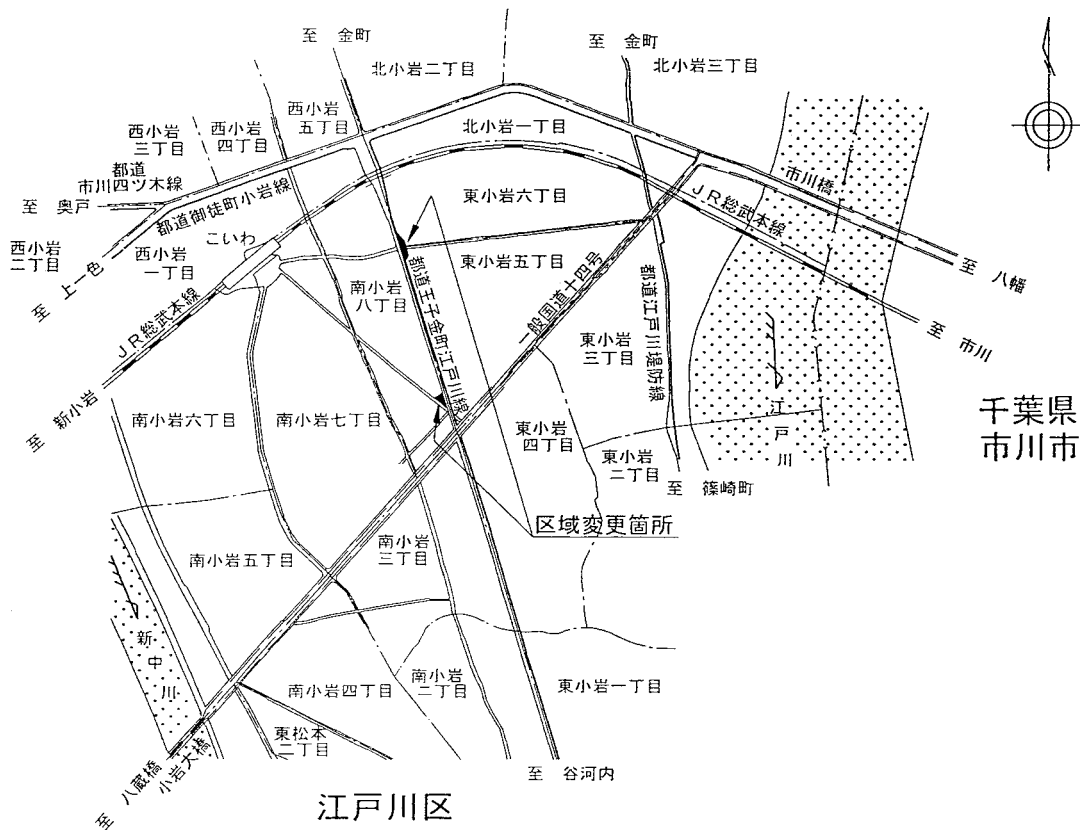
別図

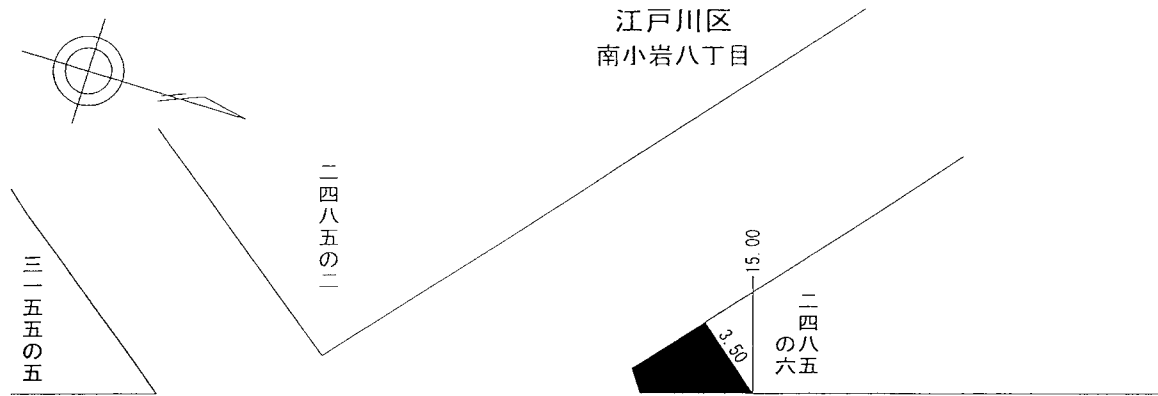
都道王子金町江戸川線区域変更略図

江戸川区南小岩八丁目～東小岩六丁目地内

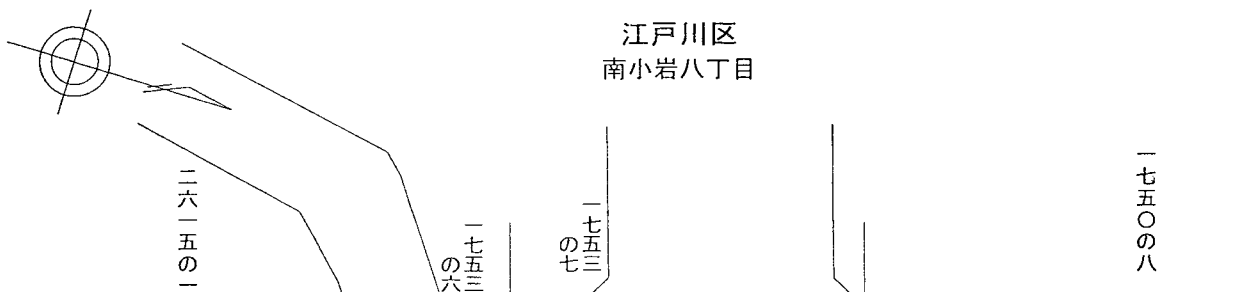
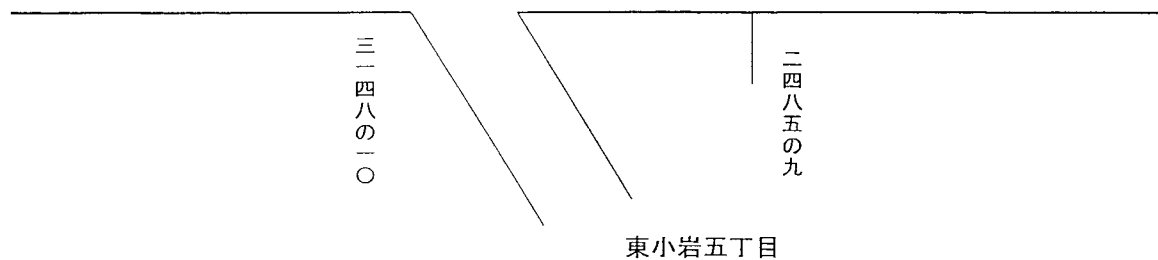


延長 一九・一二メートル  
 面積 二八・六五平方メートル

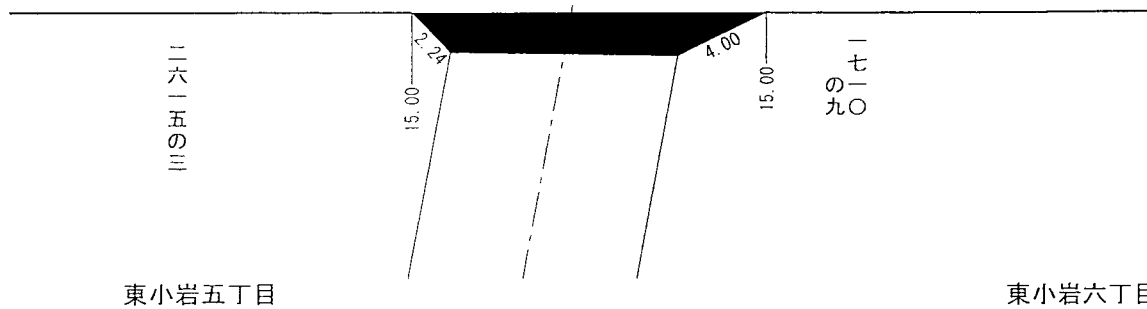




至 谷河内 ----- 都道王子金町江戸川線 ----- 至 金町



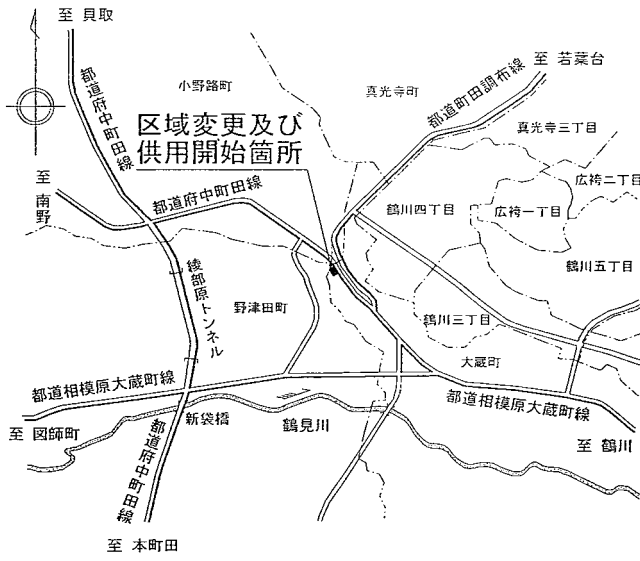
至 谷河内 ----- 都道王子金町江戸川線 ----- 至 金町



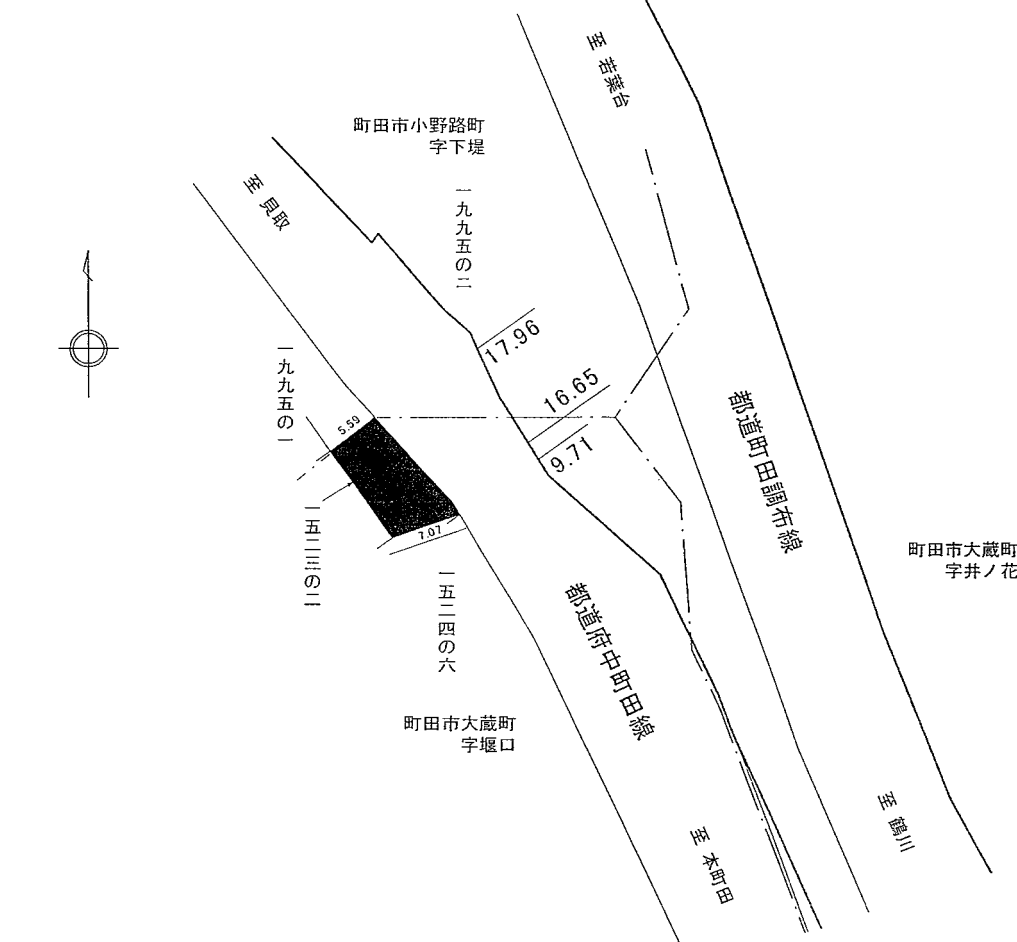
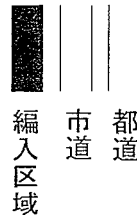
別図

都道府中町田線区域変更略図  
町田市大蔵町地内

●東京都告示第二百七十八号  
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項  
の規定により、都道の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、平成二十八年二月二十九日から起算し



延長 一三・〇三メートル  
面積 七五・一一平方メートル

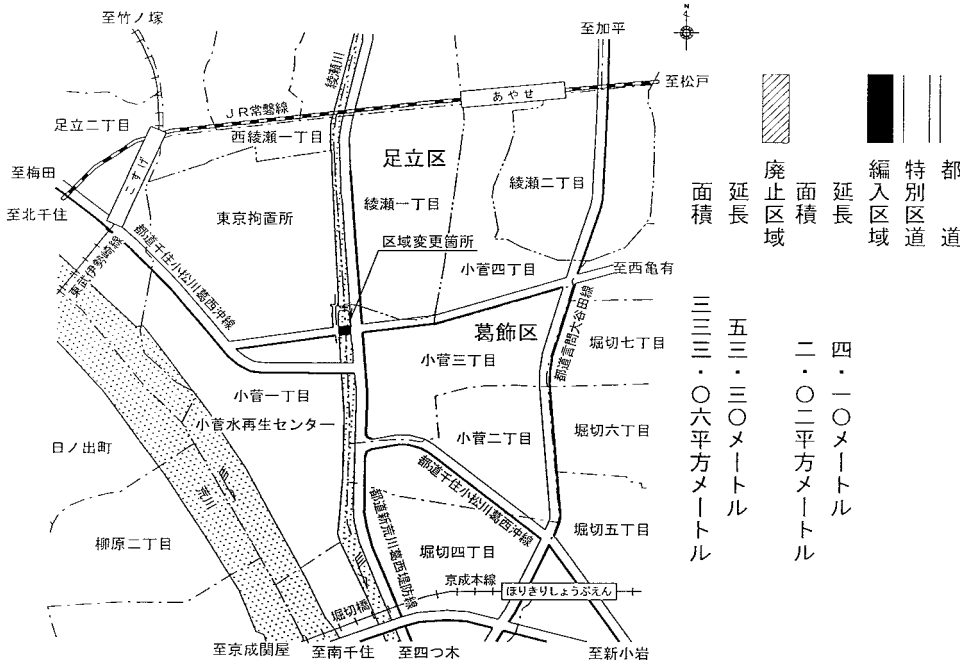


て二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供  
する。  
平成二十八年二月二十九日  
東京都知事 外 添 要 一  
一 路線名 府中町田

二 変更の区間 町田市大蔵町字堰口千五百二十三番二地  
内  
三 変更の概要 別図表示のとおり

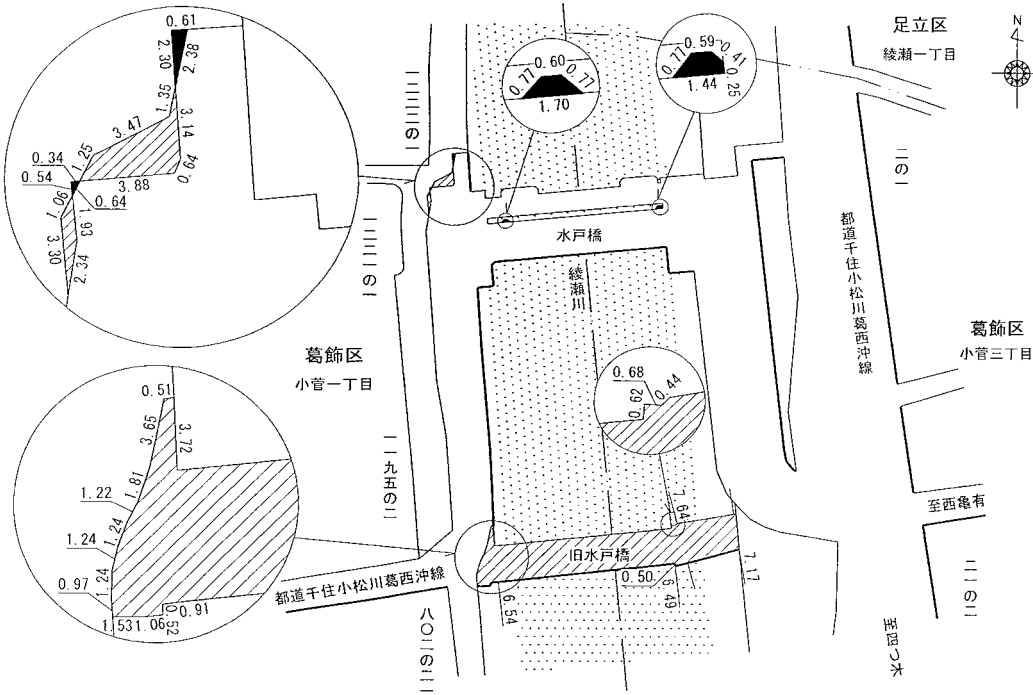
別図

都道千住小松川葛西沖線区域変更略図  
葛飾区小菅一丁目～小菅三丁目



●東京都告示第二百七十九号  
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、平成二十八年二月二十九日から起算し

て二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。  
平成二十八年二月二十九日  
東京都知事 外 添 要 一  
一 路線名 千住小松川葛西沖



二 変更の区間 葛飾区小菅一丁目一八九五番二地先から同区小菅三丁目四番一地内まで  
三 変更の概要 別図表示のとおり

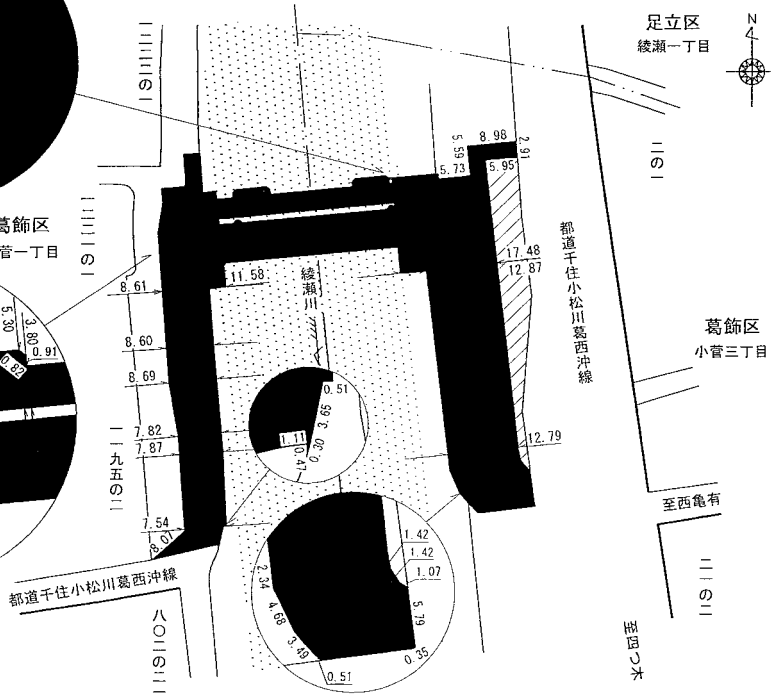
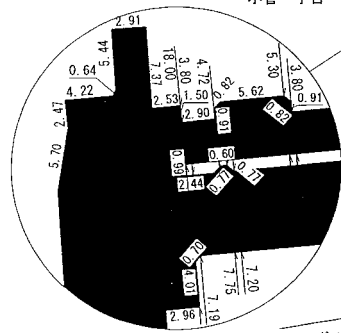
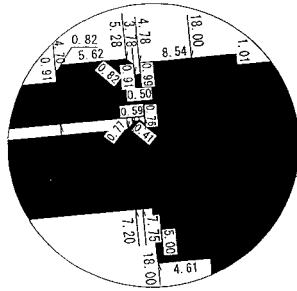
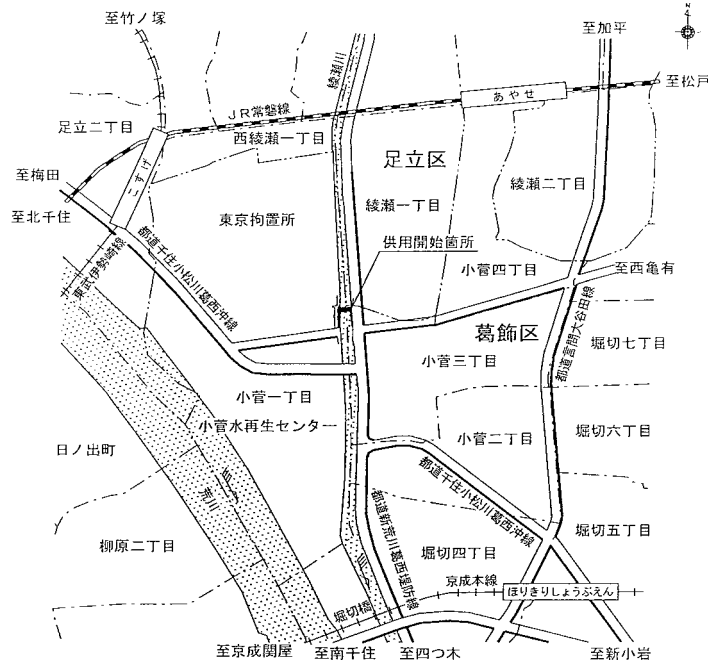
●東京都告示第2280号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次の都道の供用を開始する。  
その関係図面は、平成二十八年二月二十九日から起算し

別図

都道千住小松川葛西沖線供用開始略図  
葛飾区小菅一丁目〜小菅三丁目

- 都道
- 特別区道
- 供用開始区域
- 延長 一六二・八七メートル
- 面積 一、九二一・二二平方メートル
- 供用除外区域



て二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。  
平成二十八年二月二十九日  
東京都知事 舩添 要 一  
路線名 千住小松川葛西沖

二 供用開始の区間 葛飾区小菅一丁目一九五番二地先から同区小菅三丁目四番一地内まで  
三 供用開始の期日 平成二十八年二月二十九日



●東京都告示第二百八十一号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のように指定する。

平成二十八年二月二十九日

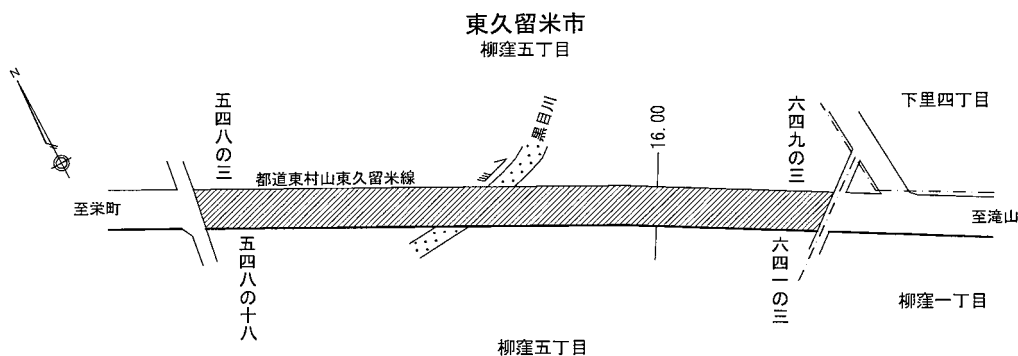
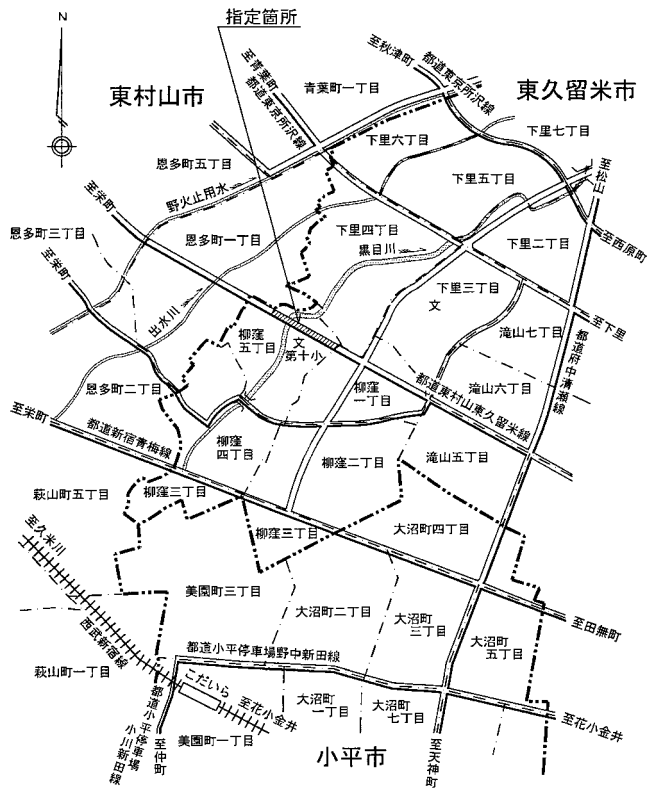
東京都知事 舛 添 要 一

- 一 路線名 都道東村山東久留米線
- 二 指定する区間 東村山市柳窪五丁目五百四十八番三地先から同所六百四十九番三地先まで
- 三 指定の概要 別図表示のとおり

別図

電線共同溝を整備すべき道路の指定略図  
 都道東村山東久留米線  
 東久留米市柳窪五丁目地内

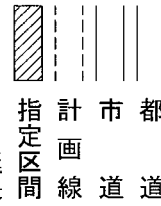
(電線共同溝予定名称 東村山東久留米・一号)  
 延長 二六五・五六メートル



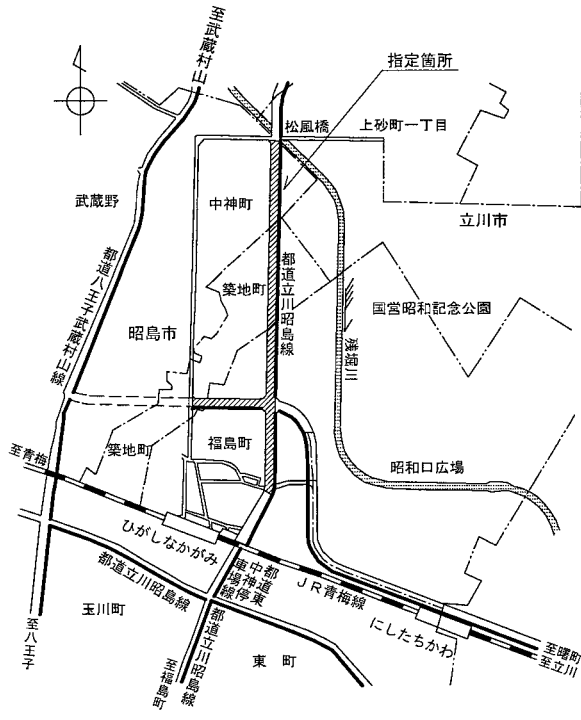
●東京都告示第百八十二号  
 電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、電線共同溝を整

別図

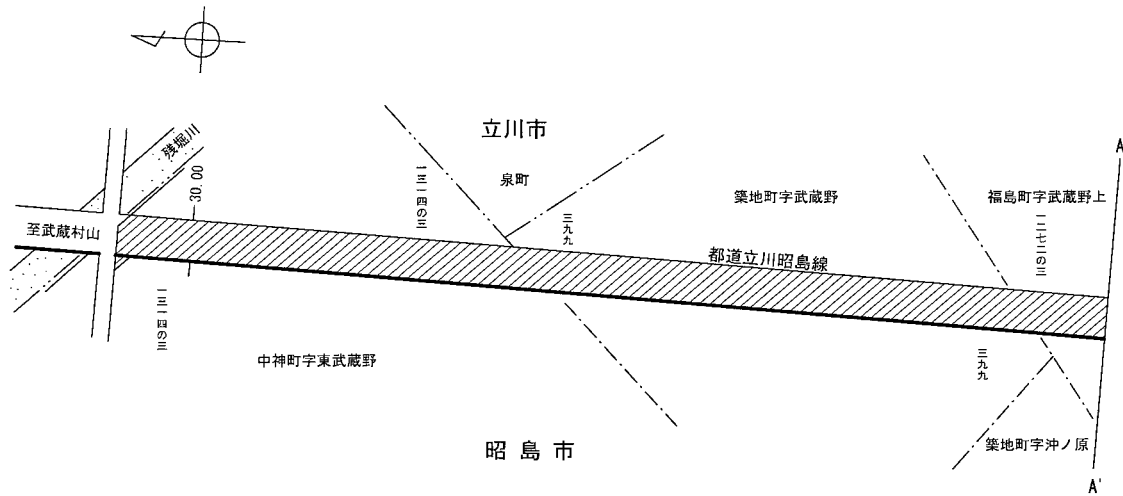
電線共同溝を整備すべき道路の指定略図  
 都道立川昭島線  
 昭島市福島町～中神町



延長 一、五三三・〇八メートル  
 (電線共同溝予定名称 立川昭島線・一号)

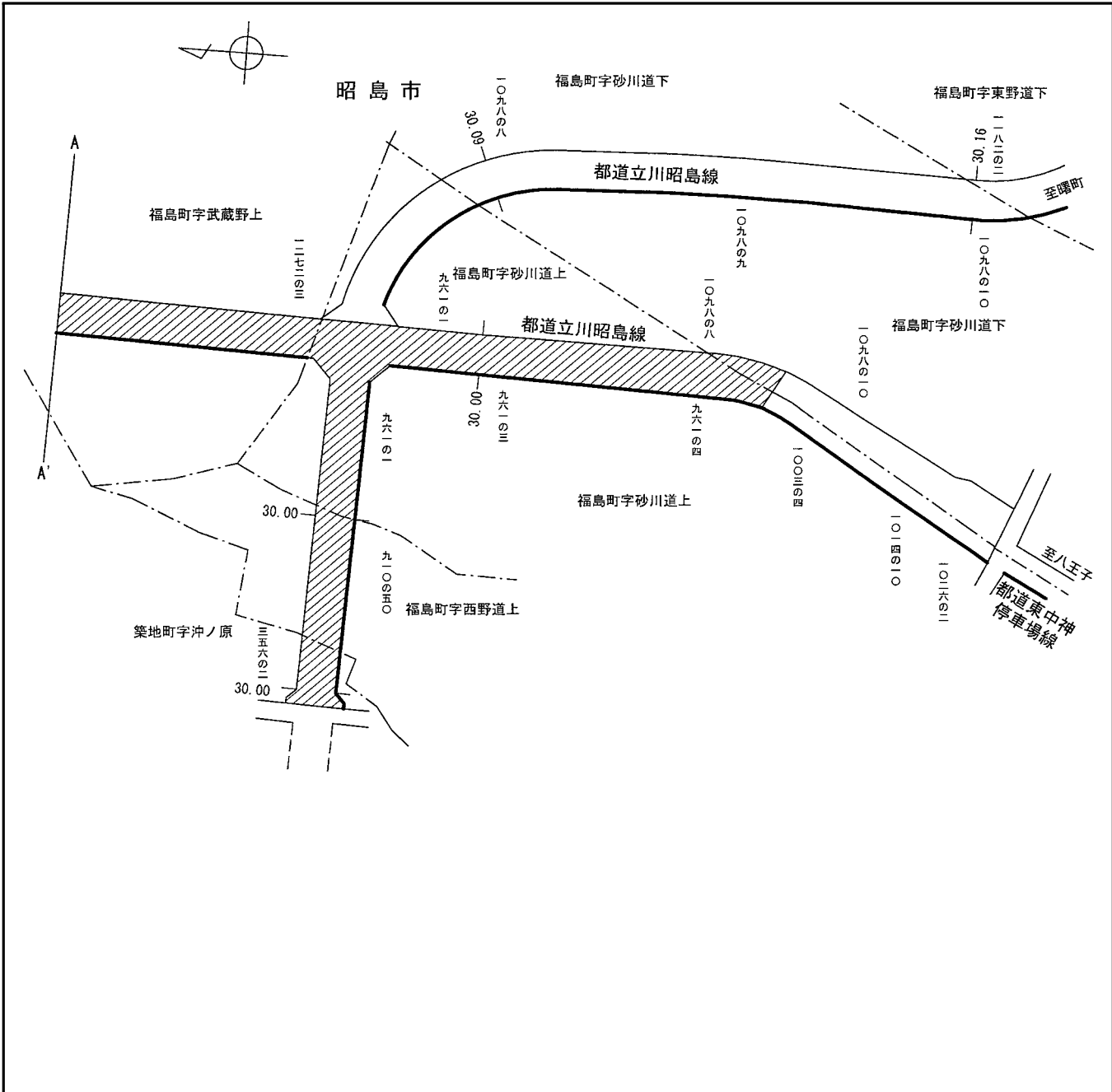


都道立川昭島線



備すべき道路を次のように指定する。  
 平成二十八年二月二十九日  
 東京都知事 外 添 要 一  
 一 路線名 都道立川昭島線

二 指定する区間 昭島市福島町字砂川道下千九十八番十  
 地内から同市中神町字東武蔵野千三百  
 十四番三三先まで  
 別図表示のとおり  
 三 指定の概要



●東京都告示第二百八十三号

東京都港湾管理条例(平成十六年東京都条例第九十三号)第五条の規定により、港湾施設の規模を次のとおり変更する。

平成二十八年二月二十九日

東京都知事 外 添 要 一

種類	名称	変更前	変更後	所在地	変更年
港湾施設用地	晴海ふ頭地区	一〇九、五九七平方メートル	一〇六、六六四平方メートル	中央区晴海四丁目及び同区晴海五日	平成二十八年三月一日
		五六平方メートル	四二平方メートル		
港湾施設用地	中央防波堤内側	二三五、五一九平方メートル	二四九、四六二平方メートル	江東区青海三丁目地先	同右
		四〇平方メートル	一〇平方メートル		

東京都知事 外 添 要 一

●東京都告示第二百八十四号

東京都海上公園条例(昭和五十年東京都条例第一百七号)第六条第四項の規定により、東京都海上公園計画の変更の概要を次のとおり告示する。

平成二十八年二月二十九日

東京都知事 外 添 要 一

区域及び面積を変更する計画

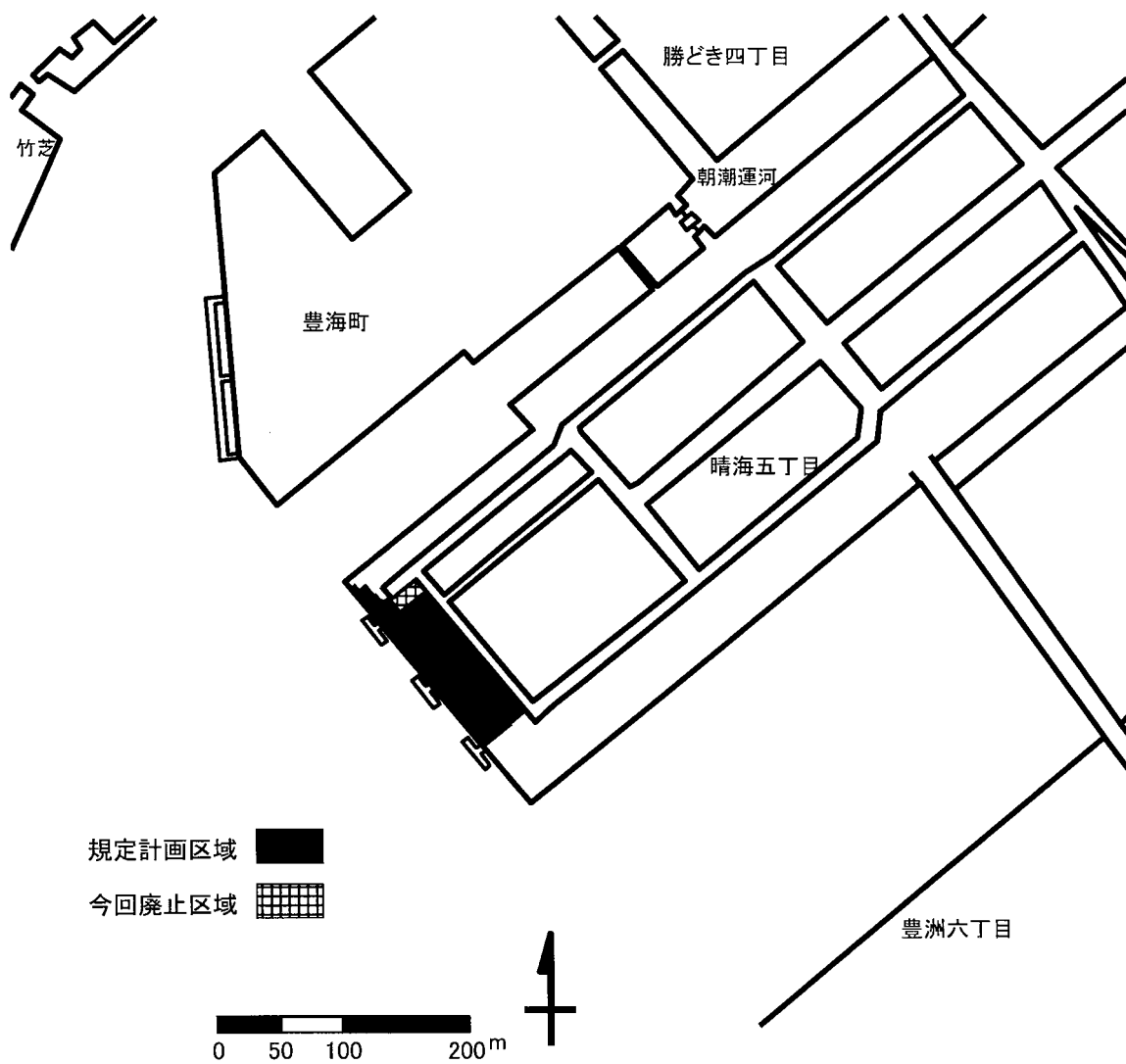
一 晴海ふ頭公園計画

- (一) 区域 別図1のとおり
- (二) 面積 変更前 二・五ヘクタール  
変更後 二・五ヘクタール

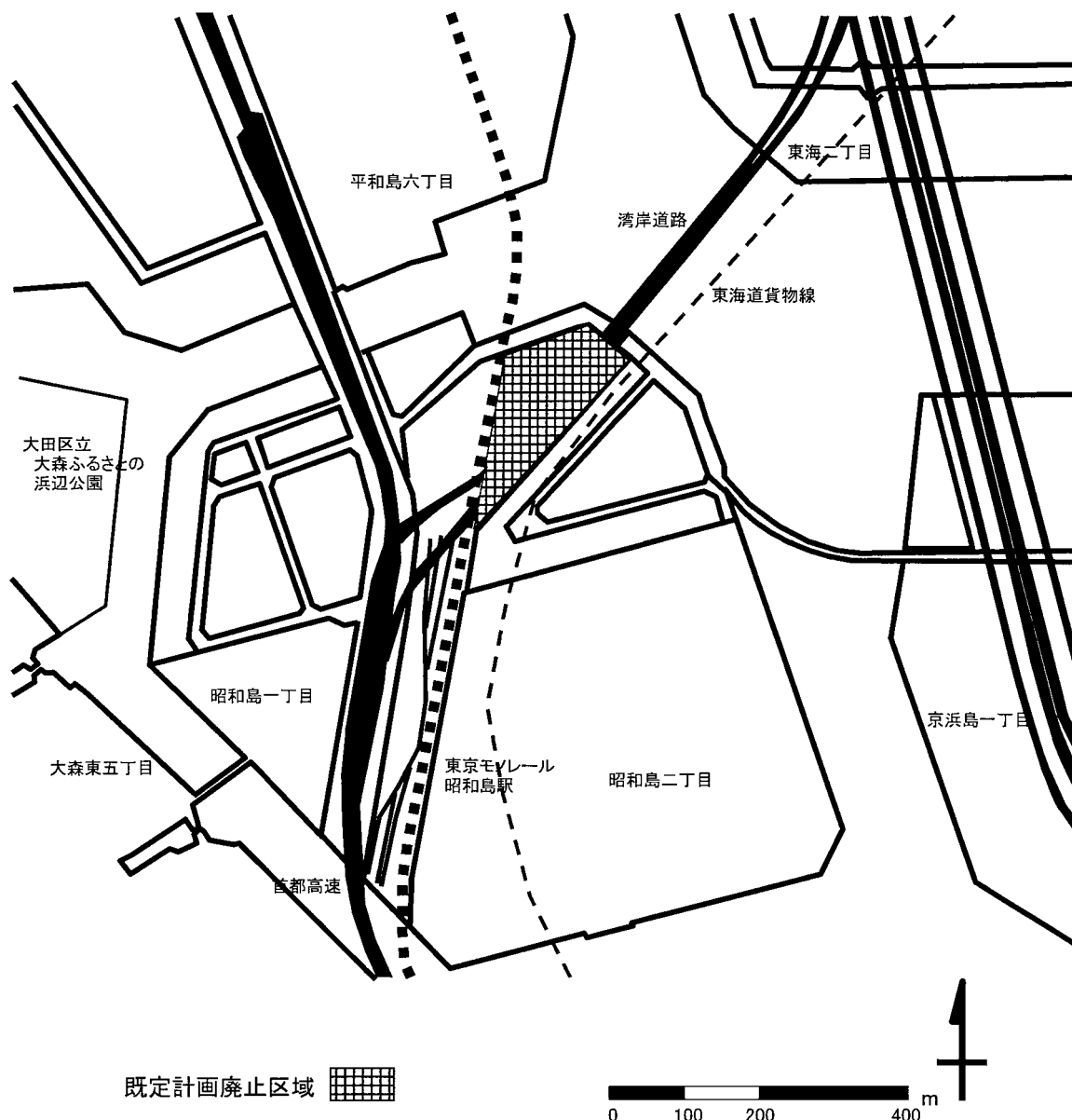
廃止する計画


- 二 昭和島北緑道公園計画
- (一) 海上公園の種類 緑道公園
- (二) 所在地 大田区昭和島二丁目
- (三) 区域 別図2のとおり
- (四) 面積 二・五ヘクタール

別図1 晴海ふ頭公園



別図2 昭和島北緑道公園



既定計画廃止区域 

0 100 200 400 m

# 公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十八年二月二十九日

東京都知事 舛 添 要 一

一 申請のあつた年月日

平成二十八年二月四日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人知的な自分づくりネットワーク

三 代表者の氏名

江藤 昌次

四 主たる事務所の所在地

東京都新宿区新宿二丁目五番十号

五 定款に記載された目的

この法人は、ライフプランに関するフォーラムやセミナー等の開催及びホームページや会報等による情報提供を通して、その経験や能力の社会還元による積極的社会参加、社会貢献を促進する自己表現の場としてのコミュニケーション機能を提供し、年齢や性別に係わりなく活躍できる、知恵と人間性に溢れた社会の創造に寄与することを

目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年二月四日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人東京雑学大学

三 代表者の氏名

菅原 珠子

四 主たる事務所の所在地

東京都西東京市新町五丁目八番七号

五 定款に記載された目的

この法人は、『学生会』会員及び地域住民に対して、いつでも自由に参加出来る学習機会を提供すると共に、心豊かな文化的社会の構築に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年二月八日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人地域福祉サービズ協会

三 代表者の氏名

森本 玄始

四 主たる事務所の所在地

東京都立川市錦町一丁目十七番十五号 地域保健企画ビル二階

五 定款に記載された目的

この法人は、虚弱や寝たきりや疾病などにより社会的援助が必要な高齢者およびその他の人に、家事援助、介

護などの福祉サービスなどに関する事業を行い、それを通じて、人間らしく生きる権利をまもり、地域福祉・在宅福祉などの増進に寄与する事を目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年二月八日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人コミュニティ・オーガナイズング・ジャパン

三 代表者の氏名

鎌田 華乃子

四 主たる事務所の所在地

東京都港区新橋四丁目二十四番十号 アソルティ新橋ビル五階五〇二

五 定款に記載された目的

この法人は、仲間を増やしてコミュニティをつくり、力を生み出し、その力を戦略的に使って社会を変えていく手法であるコミュニティ・オーガナイズングを通して多くの市民のリーダーシップを育み、人と人との強いつながりを生み出し、人々が主体的によりよい社会を目指して行くことに寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年二月九日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人音育プレママパーティ

三 代表者の氏名

森田 理江

四 主たる事務所の所在地

東京都港区南麻布四丁目十一番三十五号 インペリアル広尾五二二

五 定款に記載された目的

この法人は、高度な音楽の才能・技術・経験を有する女性中心の会員相互の協力により、日本で使われなくなった古楽器を有効活用する為修繕し、世界中の所得水準が著しく低い恵まれない子供たちに提供し、会員の支援により音楽教育・演奏する機会を提供することで、子供たちが、音楽の持つ力を通じて生きる希望や目標を見出し、子供たちとともに演奏する音楽が世界に平和をもたらすことを目指し、地域社会への日本の貢献、音楽教育・演奏による世界平和の推進、国際協力等の公益の増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年二月十日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人首都圏事業支援機構

三 代表者の氏名

上野 良治

四 主たる事務所の所在地

東京都豊島区池袋四丁目二番十一号 O Aビル六階

五 定款に記載された目的

この法人は、苦境に陥る中小企業経営者・個人経営者及び消費者(以下「経営者等」という。)に対して、事

業及び生計に係る再構築の知識を有する専門スタッフ  
 (以下「専門スタッフ」という。)が再構築に関する、  
 セミナー運営事業を行い、日本経済復興支援に寄与する  
 ことを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年二月十日

二 特定非営利活動法人の名称

NPO法人歴史の駅

三 代表者の氏名

高橋 秀華

四 主たる事務所の所在地

東京都港区高輪二丁目十二番五十六一〇八号

五 定款に記載された目的

この法人は、全国の謂れのある地域の歴史を学術的に  
 顕在化させ、「歴史の駅」に登録・認定することにより、  
 地域の活性化と観光資源につなげ、地域の振興に寄与す  
 ることを目的とする。(以上原文のまま掲載)

特定非営利活動法人の設立の認証申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十條第  
 一項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証の申請が  
 あつたので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条  
 例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三  
 号)第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十八年二月二十九日

東京都知事 舛 添 要 一

一 申請のあった年月日

平成二十八年一月二十八日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人世界の国旗研究協会

三 代表者の氏名

吹浦 忠正

四 主たる事務所の所在地

東京都世田谷区深沢二丁目一番三一八〇三号

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民に対して、世界各国の国旗  
 や文化等についての普及・啓発及び教育に関する事業、  
 世界各国の国旗や文化等についての調査・研究及び情報  
 の提供に関する事業等を行い、青少年の国際感覚を涵養  
 し、世界各国間の理解を深め、友好・国際協力の推進を  
 図り、もって広く公益に寄与することを目的とする。  
 (以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年一月二十八日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人リーブ・ウィズ・ドリーム

三 代表者の氏名

金子 久美子

四 主たる事務所の所在地

東京都千代田区外神田三丁目五番十三号

五 定款に記載された目的

地域住民・在勤・在学者・障がい者・外国人を含む広  
 く一般市民を対象としての生活向上、幸福感の向上、行  
 動範囲の拡大を行うために、バリアフリー情報・乳幼児

施設情報・駅情報・公共施設情報・史跡・観光資源情報  
 等を地域住民・在勤・在学者・障がい者の視線から調査  
 を行い、情報を収集し、その情報を元に地図など情報ツ  
 ールを作り提供・発信すること等を行うことを主な目的  
 とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年一月二十八日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ベトナムニホンの架け橋

三 代表者の氏名

荒木 裕子

四 主たる事務所の所在地

東京都世田谷区羽根木二丁目二十七番二十六号

五 定款に記載された目的

この法人は、日本で活動するベトナム企業、団体およ  
 び全てのベトナム人(在住者、留学生、実習生等を含  
 む)、更に日本に関心を寄せ、日本での活動を希望する  
 ベトナム企業、団体および個人、また日本への観光を希  
 望するベトナム企業、団体および個人に、日本の社会文  
 化、地域情報、生活情報など各種情報を日本語、ベトナム語、英語を用いて積極的に提供することで、日本社会  
 への深い理解を促し、日本社会への積極的な参加を幅広  
 く支援する事を目的とする。また、日本国内において困  
 難に直面したベトナム企業、団体および個人への支援と  
 救済を行い、同時に日本の企業、団体等および一般市民  
 が、人権擁護と平和推進の観点から、より国際的でグロ  
 ーバルな社会に寄与することを目的とする。さらに、ベ

トナムとの交流発展を望む日本企業、団体および個人に対し、ベトナムに関する広範な情報提供と交流支援活動等を行い、日本とベトナム両国の相互理解と支援、経済協力等、各分野において様々な交流機会を提供、拡充することにより日越双方の信頼を深め、広く公益に貢献することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十八年一月二十九日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人街ごとリノベ開発機構

三 代表者の氏名

荒川 広明

四 主たる事務所の所在地

東京都豊島区池袋二丁目二十三番十八号 コーポマル

ガリータ二〇二号

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象として、現在日本の社会問題で大変由々しき問題である「空家・空室・空店舗」というテーマに正面から向き合い、こうした社会環境的、経済的に課題のある空き資産を活用し、地域活性化を目指すと同時に、地域内のコミュニティづくりの拠点や居住者への就労支援の「場」としての構築を実践的に行う。

ついでには、これらの課題に関する専門家がこれまでの経験を活かし、空家を減少させ、地域環境の安全安心を守ることを目的とする。(以上原文のまま掲載)

土地区画整理事業の換地処分について

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第百三条第三項の規定により東京都市計画土地区画整理事業湊二丁目東土地区画整理事業施行者から換地処分をした旨の届出があったので、同条第四項の規定により公告する。

平成二十八年二月二十九日

東京都知事 外 添 要 一

平成二十八年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施について

建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第十三条の規定に基づき、平成二十八年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。

なお、試験に関する事務は、建築士法第十五条の六第一項の規定に基づき指定した公益財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

平成二十八年二月二十九日

東京都知事 外 添 要 一

一 試験実施の期日及び時間

(一) 学科の試験

ア 二級建築士

平成二十八年七月三日(日曜日)

イ 木造建築士

平成二十八年七月二十四日(日曜日)

午前十時から午後五時十分まで

(二) 設計製図の試験

ア 二級建築士

平成二十八年九月十一日(日曜日)

午前十一時から午後四時まで

イ 木造建築士

平成二十八年十月九日(日曜日)

午前十一時から午後四時まで

二 試験実施の場所

(一) 学科の試験

ア 二級建築士

中央工学校 北区王子本町一丁目二十六番十七号

拓殖大学 文京区小日向三丁目四番十四号

立教大学 豊島区西池袋三丁目三十四番一号

イ 木造建築士

拓殖大学 文京区小日向三丁目四番十四号

(二) 設計製図の試験

ア 二級建築士

東京大学 目黒区駒場三丁目八番一号

東京電機大学 足立区千住旭町五番

イ 木造建築士

東京大学 目黒区駒場三丁目八番一号

三 受験申込手続

(一) 郵送による受験申込み

郵送による受験申込みについては、次のいずれかに該当する者に限り行うことができる。

ア 過去に二級建築士試験及び木造建築士試験の受験をしたことがある者のうち、二級建築士試験及び木造建築士試験の受験票又は可否の通知書を貼付できる者

イ 離島等で直接申込みができない等やむを得ない事



情がある場合で、勤務先の証明書又は住民票を添付できる者

(ア) 受験申込受付期間

平成二十八年三月十四日(月曜日)から同月二十九日(火曜日)まで

(イ) 受験申込方法及び郵送

次の宛先(締切日の消印のあるものまで有効)に必ず簡易書留で郵送すること。

郵便番号 一〇二一〇〇九四

千代田区紀尾井町三番六号紀尾井町パークビル  
公益財団法人建築技術教育普及センター 本部

(二) インターネットによる受験申込み

インターネットによる受験申込みについては、平成十六年以降に二級建築士試験及び木造建築士試験の受験申込みをした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報情報の使用について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。

ア 受験申込受付期間及び受付時間

平成二十八年三月二十二日(火曜日)から同月二十九日(火曜日)まで

受付開始日の午前十時から受付終了日の午後四時まで

イ 受験申込方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ (<http://www.jaetc.or.jp/>) において、必要な事項を入力し申し込むこと。

(三) 受付場所における受験申込み

過去に二級建築士試験及び木造建築士試験を受験し

たことがない者(過去に受験した二級建築士試験及び木造建築士試験の受験票又は可否の通知書を貼付できない者を含む。)は、必ず受付場所における受験申込みを行うこと。また、受付場所における受験申込みについては、(一)又は(二)による受験申込みができなかった者も行うことができる。

ア 受験申込受付期間及び受付時間

平成二十八年四月七日(木曜日)から同月十一日(月曜日)まで

午前十時から午後五時まで

イ 受験申込受付場所

一般社団法人東京建築士会 中央区晴海二丁目八番十二号 晴海トリトンスクエアZ棟四階

ウ 受験申込方法

受験申込書を上記イの受付場所に申込者本人が直接提出すること。

四 「学科の試験」の免除の申請

「学科の試験」の免除の申請は、平成二十六年若しくは平成二十七年の試験(他の都道府県知事が行ったものを含む。)の「学科の試験」の合格通知書又は平成二十六年若しくは平成二十七年の「設計製図の試験」の不合格の通知書で平成二十八年の「学科の試験」が免除できる旨記載されたものを貼付することにより行う。

五 受験票の交付

受験票(受験番号、試験場等を明記したもの)については、原則として平成二十八年六月十日(金曜日)(予定)に受験有資格者宛てに発送する。

六 合格者の発表

平成二十八年十二月一日(木曜日) (予定)

なお、「学科の試験」については、二級建築士を平成二十八年八月二十三日(火曜日) (予定)に、木造建築士を同年九月六日(火曜日) (予定)に発表する。

七 可否の通知

合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。

八 合否判定基準の公表

合格者の発表の際に、知事の決定した合否判定基準を公益財団法人建築技術教育普及センター関東支部等に掲示する。

九 その他

(一) 「設計製図の試験」の課題は、平成二十八年六月八日(水曜日) (予定) から公益財団法人建築技術教育普及センター関東支部、一般社団法人東京建築士会の事務所及び「学科の試験」の試験実施の場所に掲示する。  
(二) 受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受験申込時にその旨を申し出ること。

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあっては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあっては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十八年二月二十九日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

平成二十八年二月二十九日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 店舗名  
サミットストア羽衣いちよう通り店
- 二 店舗所在地  
立川市羽衣町二丁目八十八番地一ほか
- 三 設置者名  
三井住友ファイナンス&リース株式会社
- 四 設置者住所  
千代田区丸の内一丁目三番二号
- 五 変更前の店舗名  
(仮称)立川市羽衣町一丁目計画
- 六 変更後の店舗名  
サミットストア羽衣いちよう通り店
- 七 変更前の設置者住所  
港区西新橋三丁目九番四号
- 八 変更後の設置者住所  
千代田区丸の内一丁目三番二号
- 九 変更日  
平成二十八年二月二日ほか
- 十 届出日  
平成二十八年二月十二日
- 十一 縦覧場所  
東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
- 十二 縦覧期間  
平成二十八年二月二十九日から同年六月二十九日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元

年東京都条例第十号)に定める休日を除く。  
午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

- 十三 縦覧時間
- 一 店舗名  
積水桜が丘ビル
- 二 店舗所在地  
東大和市桜が丘二丁目百四十二番一号
- 三 設置者名  
三井住友信託銀行株式会社
- 四 設置者住所  
千代田区丸の内一丁目四番一号
- 五 変更前の小売業者の氏名又は名称  
株式会社イトーヨーカ堂ほか十二名
- 六 変更後の小売業者の氏名又は名称  
株式会社イトーヨーカ堂ほか十二名
- 七 変更を行った小売業者の氏名又は名称  
株式会社イトーヨーカ堂ほか二名
- 八 変更前の小売業者の代表者名  
戸井 和久(株式会社イトーヨーカ堂)ほか
- 九 変更後の小売業者の代表者名  
亀井 淳(株式会社イトーヨーカ堂)ほか
- 十 変更日  
平成二十八年一月八日ほか
- 十一 届出日  
平成二十八年二月十七日
- 十二 縦覧場所  
東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
- 十三 縦覧期間  
平成二十八年二月二十九日から同年六月二十九日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
- 十四 縦覧時間  
午前九時三十分から午後四時三十分

分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

- 一 店舗名  
東久留米ショッピングセンタークルネ
- 二 店舗所在地  
東久留米市野火止一丁目三番三号
- 三 設置者名  
株式会社丸仁ホールディングス
- 四 設置者住所  
港区芝浦二丁目十五番六号
- 五 変更前の店舗名  
野火止商業施設
- 六 変更後の店舗名  
東久留米ショッピングセンタークルネ
- 七 変更前の店舗所在地  
東久留米市野火止一丁目八十六番四ほか二十筆
- 八 変更後の店舗所在地  
東久留米市野火止一丁目三番三号
- 九 変更前の設置者の代表者名  
齋藤 宏
- 十 変更後の設置者の代表者名  
山城 興英
- 十一 変更前の小売業者の氏名又は名称  
サミット株式会社ほか十四名
- 十二 変更後の小売業者の氏名又は名称  
サミット株式会社ほか十三名
- 十三 変更を行った小売業者の氏名又は名称  
株式会社CFSコーポレーションほか四名
- 十四 変更前の小売業者の住所  
中央区銀座二丁目七番十七号(株式会社三城)
- 十五 変更後の小売業者の住所  
中央区銀座一丁目七番七号(株式会社三城)
- 十六 変更前の小売業者の住所  
石田 岳彦(株式会社CFSコー

<p>者の代表者名        十七 変更後の小売業者の代表者名        十八 変更日        十九 届出日</p>	<p>ポレーション) ほか        宮下 雄二(株式会社CFSコーポレーション) ほか        平成二十七年四月一日ほか        平成二十八年二月十七日        東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p>
<p>二十一 縦覧期間</p>	<p>平成二十八年二月二十九日から同年六月二十九日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>
<p>二十二 縦覧時間</p>	<p>午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>

発行

東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
号(代)

郵便番号  
163-8001

定価

本号  
一箇月 七〇円  
六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七  
号(代)

郵便番号  
113-0001



この用紙は、再生紙のうえ  
に印刷されています。